

議案第50号

四万十町と中土佐町の戸籍に係る電子情報処理の事務の受託に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、別紙規約を定め、中土佐町の戸籍に係る電子情報処理の事務を四万十町が受託する協議を行うことについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求める。

平成29年9月6日 提出

四万十町長 中尾 博憲

## 戸籍に係る電子情報処理の事務の委託に関する規約（案）

### （委託事務）

第1条 中土佐町（以下「委託町」という。）は、戸籍に係る電子情報処理の事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を四万十町（以下「受託町」という。）に委託する。

### （管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、受託町の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）に定めるところによる。

2 受託町の長は、委託事務の管理及び執行について適用される受託町の条例等を制定し、改正し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ委託町の長に通知しなければならない。

### （経費の負担）

第3条 委託事務に要する経費は、委託町の負担とする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、受託町の長が委託町の長と協議し定める。この場合において、受託町の長は、あらかじめ、当該経費の見積に関する書類を委託町の長に送付するものとする。

### （連絡会議）

第4条 受託町及び委託町（以下「関係町」という。）の長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を行うため、定期的に連絡会議を開催するものとする。

### （補則）

第5条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行について必要な事項は、関係町が協議して定める。

### 附 則

この規約は、平成29年 月 日から施行する。